

令和5年度事業報告

児童養護施設 藤崎台童園

児童養護施設・藤崎台童園では、児童憲章（注1）、児童福祉法（注2）、子どもの権利条約（注3）などに基づき、子どもが健やかに育つ権利を保障し、あらゆる種類の虐待等から子どもを守り、子どもの最善の利益を図ることを基本に児童の養護とその自立のための援助を行っています。

そして、今、児童養護施設は、日常の養護を通じて、子どもの心身の健康を促進し、子どもの育ちとその自立を支えるという役割にとどまらず、家庭や地域の養育機能の低下や児童虐待の増加といったことを背景に、望ましい養育モデルを提示し、“親がいながら子どもが育たない”といった養育における親子の関係性の回復や地域における子育て支援のための取り組みも求められてきています。

こうしたことから、本園では、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて援助を行うといった従来からの取り組みに加えて、①子どもの権利擁護への取り組み、②個別化と家庭的養護を推進するための取り組み、③発達の保障と自立支援の取り組み、④虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み、⑤家族との連携・協働の取り組み、⑥地域における子育てを支援する取り組み、⑦継続的支援に向けた取り組みなど、従来の“収容保護”を中心とした施設から、子供の最善の利益の実現に向けて、被虐待児等のスペシャル・ニーズへの対応や地域の子育て家庭への支援など、“児童家庭支援”のための施設としての役割も果たすべく、各種の事業を行ってきたところです。

以下、養護児童の状況と令和5年度の事業実施状況は次のようになっています。

◎ 月別の措置児童の状況（令和5年度） 定員 42名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延数
措置児童数	42	42	42	42	42	42	42	42	41	41	41	40	500
入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退所数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	5

◎ 令和6年4月1日現在の養護児童の状況 定員 42名

	幼	小学生						中学生			高校生			他	計
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
男	1	2	1	1	0	0	2	0	1	3	2	1	5	0	19
女	4	4	1	0	3	1	1	3	2	0	1	0	0	1	21
計	5	6	2	1	3	1	3	3	3	3	3	1	5	1	40
		16						9			9			1	

◎ 卒園生（高校卒業）の進路

卒園生	性別	卒業高校	進路	進路先所在地
A	女	慶誠高校	シェフパティシエ学園	熊本市
B	女	はばたき高等支援学校	コンパスグループ・ジャパン株式会社	熊本市
C	男	はばたき高等支援学校	マルハニチロ九州株式会社	熊本市

◎ 事業の実施状況

① 子どもの権利擁護への取り組み

子どもの権利条約に謳う子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障することを基本として児童の養護に当たっている。具体的な取り組みとしては、事務棟玄関に意見箱を設置しているほか、熊本県司法書士会の協力による高校生のための法律教室にも参加している。

子どもたちからの投書は、児童間のいじめやトラブル、物品購入に関する要望、園内ルールの見直しに関する事など年間 48 件にのぼっており、すべてを苦情処理委員会に報告し第三者委員の意見を求めたほか、その内容に応じ、ホーム長会・全体会での説明及び指導、児童への個別指導などを行った。

② 個別化と家庭的養護を推進するための取り組み

(1) 個別対応職員による個別指導の実施

個々の児童の状況に応じた処遇を確保する観点から、個別対応職員が、担当保育士と連携を図りながら、児童への個別面接等を実施した。また、生活場面での1対1の対応や積極的な声かけを行って子どもの思いを聴き取ることに努めるとともに、保護者との外出や外泊後は家庭での状況を聴き取るなど、個々の児童の状況に応じた個別支援に努めた。

その結果、生活面での落ち着きや児童の情緒的安定が図られるなど一定の効果が認められた。

(2) 小規模化の推進

家庭的養育を推進するため、全てのホームの小規模化、ユニット化が既の実現している。その結果、子どもたちのストレスが少なくなり、生活面での落ち着きが見られたほか、子ども一人ひとりに目が届き、子どもたちの個々の状況に合わせた対応がとりやすくなるなどの効果がみられた。また、小規模化により、職員と子どもたちの距離が近くなったことで、自分の意見を表明しやすい、職員に相談しやすいなどの効果が見られた。

(3) 地域分散化の推進

地域小規模児童養護施設「さざんか」「しゃくやく」「つばき」では、地域において、近隣住民と適切な関係を保ちながら生活することにより、家庭的でよりきめ細かなケアが行えると同時に、子どもたちが地域で見守られながら生活することで、施設における集団ケアでは十分に果たしえないケアを実現することができた。

③ 発達の保障と自立支援の取り組み

(1) 特別指導員による特別指導の実施

特別指導員を配置し、バレーボール、バドミントン、野球、フットサルなどのスポーツ活動や野外活動を行った。

こうしたスポーツや野外活動の指導を通じて、体力や運動能力の向上が図られるとともに、スポーツの楽しさや達成感を味あわせることができ、児童の主体性、創造性、協調性が高まるなどの効果が認められた。

(2) 入所児童への学習指導及び食育指導の実施

学習の習慣づけのための学習指導を実施するとともに、中学生については、学習塾に通わせて学習能力の向上を図った。

その結果、小学生は帰園後すぐに学習をするという習慣づけができ、中学生も学習塾の通塾や個別指導を行うことで少しずつではあるが学習能力が高まってきている。

また、月2回、子どもたちで食事を作る機会を設け、卒園しても自分で自炊できるよう自活能力の向上に努めた。

(3) 看護師による適切な医療ケアの提供

看護師を配置し、医師及び嘱託医と連携を図りながら、病児の健康観察及び症状に合わせた受診や処置を行ったほか、感染症予防対策マニュアルの整備、常備薬の管理及び適切な与薬のアドバイスをケアワーカーへ行うなど、最適な医療ケアの提供に努めた。

(看護師の令和5年度活動実績)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
病欠児及び早退児の健康観察	10	9	8	9	8	10	21	12	10	4	9	6	116
入所児の健康管理及び身体発達上の相談への対応	0	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	5
常備薬の管理及び与薬指導	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
児童健康診断補助	0	0	0	0	0	0	3	13	0	0	0	0	16
予防接種	0	1	7	6	13	8	25	12	0	11	8	4	95
看護師連絡会出席	○	—	○	—	×	—	○	—	—	—	—	—	3

④ 虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み

施設心理士により、18人（前年度比-1）の児童に対し、遊戯療法（注4）やカウンセリング（注5）等による心理面接を延べ150日（前年度比-22日）、222回（前年度比-39回）実施した。

こうした心理面接の結果、パニックやトラブルの減少、生活の落ち着きのほか、子どもの抱える悩みや課題の改善にも効果がみられた。

(心理士が関わった数)

[単位：回]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
心理面接 (日数)	24 (16)	27 (14)	22 (16)	18 (10)	15 (10)	18 (13)	16 (12)	15 (11)	16 (12)	20 (15)	14 (11)	17 (10)	222 (150)
発達検査	1	2	1	1	1	2	0	0	1	0	0	2	11
学校との 協議	0	1	1	4	1	1	2	1	1	0	0	3	15
児童相談所 との協議	3	0	2	2	1	0	1	1	1	0	0	2	13
その他専門 機関との協 議	4	3	2	1	3	0	0	2	2	1	4	0	22

(心理療法を実施した子どもの年齢・主訴別実人数)

[単位：人]

	身体的 虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的 虐待	養護	その他	計
0～3歳未満	0	0	0	0	0	0	0
3～学齢前	0	0	0	0	0	0	0
小学生	0	4	0	0	3	0	7
中学生	1	1	1	1	0	1	5
高校生等	4	1	0	0	0	1	6
計	5	6	1	1	3	2	18

⑤ 家族との連携・協働の取り組み

家庭養育優先の原則に基づき、子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向けて、家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所とも連携しながら、5名の児童の保護者に対して家庭復帰支援のための働きかけを行ったほか、児童相談所と連携して年間13件の家庭訪問を行った。また、児童相談所との援助指針会議、定期連絡会等に年間8回参加した。

こうした家庭支援専門談員による家庭の養育機能の回復支援、親子関係の歪みの修復など家庭環境の調整、親子関係の再構築支援を行った結果、1名が家庭引き取りとなったほか、家庭復帰に至らなかったケースでも、親子関係の修復に一定の効果が認められた。

⑥ 地域における子育てを支援する取り組み

地域の子育て家庭の支援のため、熊本市並びに合志市と子育て短期支援事業の受託契約を締結し、ショートステイ（注 6）とトワイライトステイ（注 7）を積極的に受け入れた。

その実績は、ショートステイが延べ 40 人、90 日、トワイライトステイが 7 人、7 日、利用者数延べ 47 人、利用日数延べ 90 日となっている。

（令和 5 年度実績）

通所事業名	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
ショートステイ	月別利用人員	1	4	1	4	5	3	5	2	5	2	4	4	40
	利用日数	2	7	5	6	8	6	12	6	15	7	12	4	90
トワイライトステイ	月別利用人員	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	2	1	7
	利用日数	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	2	1	7
合計	月別利用人員	1	4	2	4	5	3	5	4	5	3	6	5	47
	利用日数	2	7	6	6	8	6	12	8	15	8	14	5	97

⑦ 継続的支援に向けた取り組み

職業指導員を中心に、卒園後も定期的に連絡を取り、相談にのっているほか、自立に失敗した児童、自立に困難が伴う児童についても、相談支援や再就職支援を行うなどのアフターケアを行うとともに、児童相談所、学校、地域関係者などとも連携しながら、その自立を支援している。

また、退所後の自立支援として設立された「平野松枝・柳原信子自立支援基金」により、経済的援助が見込まれない 3 名の児童に対して、就学及び進学に係る費用として 1,546,220 円を支援している。

(職業指導員の令和5年度活動実績)

[単位：回]

内 容	回 数
相談・助言	28
情報提供	35
自立訓練	6
講 習 等	54
就職の支援	52
退園児への連絡	308
退園児来園面接	91
退園児訪問	13

⑧ その他の取り組み

(1) 里親支援の取り組み

里親支援専門相談員 2 名を配置し、児童相談所やフォスタリング機関、里親会等と連携しながら、里親の啓発活動や担当区の里親家庭の支援、里親委託の推進および退所児童へのアフターケア等の取り組みを行った。

また、市内の里親を対象に里親同士の横の繋がりを重視したサロンである『菜の花カフェ』を開催した。

(里親支援専門相談員の令和5年度活動実績)

[単位：回]

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
里親新規開拓	2	2	11	3	7	2	10	4	9	9	7	2	68
週末里親等の調整	0	5	1	0	8	0	2	0	7	2	1	4	30
里親への研修	0	0	0	0	3	3	0	1	2	3	1	0	13
里親委託の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問及び電話相談	15	25	28	9	18	15	19	25	22	19	19	32	246
レスパイト調整	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	6
里親サロンの運営	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	6
里親会への参加・活動支援	0	0	1	2	0	1	2	1	1	1	0	0	9
アフターケア相談	0	3	1	0	7	1	2	3	2	4	5	4	32

(2) 公益的な取り組み

法人独自の公益的な取り組みとして、一新校区社会福祉協議会の月1回の「ふれあい弁当」（地域の一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯への配食サービス）の調理及び配食拠点への配達を担っているほか、週1回、職員による一新小学校児童の下校時の見守り活動も行っている。また、毎年6月第一土曜日には一新小有志の会と協力して園庭で「サマーフェスティバル in 童園」を開催している。さらに、子どもたちと職員で構成する童園ボランティアグループ“風見鶏”は一新まちづくりの会とともに天然記念物「藤崎台のオオクス群」周辺の清掃活動を行うなど、地域を対象とした様々な活動を行っている。

(3) 関係機関との連携

学校・幼稚園とは学校評議員を務めるなど日常的に密接な連携を図りながら児童の処遇に努めており、一新小・西山中の家庭訪問時には先生方への施設概要の説明と話し合いなども行われている。

(4) 地域との連携

地域支援員を配置し、積極的に地域団体の役員を務めるなど、地域との関係づくりを重視した取り組みを行い、まちづくり活動や消防団活動、校区社協、自治協議会など地域で行われる様々な行事や会議への参加など地域との連携交流を積極的に行い、地域ネットワークづくり、開かれた施設づくりを行っている。また、法人の評議員会にも多数の地域関係者が役員として参加している。

令和5年度より校区社協と協働で子ども食堂を開設している。また、小学校のPTA役員(副会長)も務め、学校や保護者との関係づくり、情報共有も行っている。

(地域支援員の令和5年度活動実績)

[単位：回]

活動名	回数
校区社協など地域団体会議への参加	19
PTA 役員会など学校関係会議への参加	12
地域行事への参加	24
関係機関の視察、研修会への参加	5
地域行事の計画、主催	3
熊本県災害派遣福祉チームへの参加(石川県)	1

(5) 実習生やボランティアの積極的受け入れ

次代を担う福祉人材の育成、開かれた施設運営という観点から、福祉系大学、専門学校等から実習生を積極的に受け入れている。

また、ボランティアの受け入れについては、ボランティア団体「三〇会」による海水浴等の行事ボランティア、その他文化活動ボランティアなど、多種多様なボランティア活動が行われている。

その他、各種活動でのホールの貸し出しや会議室の提供、器具・備品の貸し出しなども行っている。

◎施設設備の整備・修繕、備品購入等の状況（1件10万円以上）

- ・事務管理棟 2階大規模改修工事（株式会社岩永組） 51,491,000 円
- ・事務管理棟 1・2階インターホン設置工事（株式会社岩永組） 110,000 円
- ・事務管理棟 2階モニター他工事（株式会社岩永組） 462,000 円
- ・事務管理棟 2階階段室非常灯照明取替工事（株式会社岩永組） 374,000 円
- ・事務管理棟 2階ウェブカメラ設置工事（株式会社岩永組） 275,000 円
- ・事務管理棟 2階改修工事に伴う通信設備工事
（株式会社 SYSKEN） 495,000 円
- ・グループホーム棟樋取付他工事（株式会社岩永組） 550,000 円
- ・グループホーム棟 1・2階ウッドデッキ塗装他工事
（株式会社岩永組） 341,000 円
- ・旗竿設置工事（宮本建設株式会社） 565,400 円
- ・構内放送設備工事（株式会社 SYSKEN） 396,000 円
- ・電話主装置更新工事（株式会社 SYSKEN） 3,916,000 円
- ・ノート型パソコン 4台（株式会社 SYSKEN） 616,000 円
- ・ノート型パソコン 3台（株式会社 SYSKEN） 481,800 円
- ・「福祉の森」ケース記録システム 4台追加分
（株式会社九州日立システムズ） 221,320 円
- ・データベースサーバ入替費用（株式会社熊本計算センター） 550,000 円
- ・給与システム導入費用（株式会社熊本計算センター） 199,800 円
- ・WAIS-IV知能検査コンプリートセット（サクセスベル株式会社）
198,000 円
- ・女子棟 1階テレビ（咲インテリア） 122,870 円
- ・地域小規模施設児童養護施設しゃくやく・トヨタシエンタ
（熊本トヨペット株式会社） 2,766,810 円
- ・ハイエース車内置き去り防止支援システム 2台分
（熊本トヨペット株式会社） 218,240 円

- (注1) 児童憲章の前文には「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」と謳われている。
- (注2) 児童福祉法第1条には、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と謳われている。
- (注3) 日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために設けられた条約で、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を4つの大きな柱としている。
- (注4) 遊びを通して子どもの心理治療を行うこと。プレイセラピーともいう。
- (注5) 様々な問題や課題を抱え、その解決を求めようとする個人に対して心理的援助を行う行為をカウンセリングといい、心理的援助は、その問題に応じて治療的、予防的、進展的援助に大別される。
- (注6) 児童を養育している家庭の保護者が社会的な事由や仕事上の事由などで、児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合などに、施設において一定期間（原則1週間以内）預かり、養育・保護するものをいう。
- (注7) 児童を養育している家庭の保護者が仕事などの事由によって、平日の夜間又は休日に不在のため、一時的に家庭での養育が困難となった場合やその他の緊急の場合にその児童を施設に（日帰り）通所させ、生活指導や食事の提供などを行うものをいう。